新見公立大学寄附申込書

公立大学法人新見公立大学理事長　様

申　出　日		令和　　年　　月　　日
寄附申出者	区　　分	□法人・団体等
		□個人（以下、本学との関係についてお尋ねします。） □卒業生 □在学生の保護者 □大学院生 □本学を退職された教職員 □その他
	（フリガナ）	
	氏　　名	（法人・団体にあっては、法人名、代表者職・氏名をご記入ください。）
	住　　所	〒　　－
	電話番号	（　　）－（　　）－（　　）
	e-meil アドレス	
寄附金額		金　　円也
指定の寄附		□学生支援募金　　□大学応援まんさく募金
氏名又は法人名の公表		寄附者のご芳名または法人名を大学ホームページ等に掲載することについて □　承諾する　　□　承諾しない
その他		

注：該当する□欄にチェック（✓）をご記入ください。
注：裏面の注意事項もご確認ください。

下記の送付先あてに、郵送、ＦＡＸまたはメールにてお申込みください。

<送付先>
〒718-8585
岡山県新見市西方 1263-2
公立大学法人新見公立大学学生課寄附金担当行
TEL　0867-72-0634　FAX　0867-72-1492
E-mail　mansaku@niimi-u.ac.jp

■注意事項

◇個人情報の取扱いについて

寄附者の個人情報（氏名・住所・電話番号）については、寄附金の受入手続きの目的で使用するものであり、この目的以外に本人の同意なく使用し、又は第三者に提供することはありません。

■税法上の優遇措置

本学への寄附金については、税制上の優遇措置が受けられます。
本学が発行する「寄附金領収書」を添えて、確定申告により手続きをしてください。
なお、「寄附金領収書」は、寄附金の入金を確認させていただいた後にお送りいたします。

◇ 個人からのご寄付に対する措置

学生支援募金：所得控除または税額控除のいずれかを選択することができます。

大学応援まんさく募金：所得控除の対象となります。

（所得控除）

寄附金額が２千円を超える場合、その超えた金額が当該年の所得から控除されます。
ただし、寄附金の額が総所得の 40%を上回る場合は、40%が限度となります。

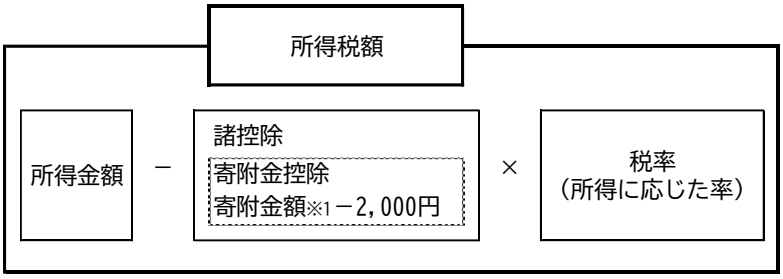

※1　控除を受けられる寄附金額は、総所得金額等の 40%が上限になります。

（税額控除）

寄附金額が２千円を超える場合、寄附金額から２千円を控除した金額に 40%を乗じた金額が、当該年度の所得税額から控除されます。

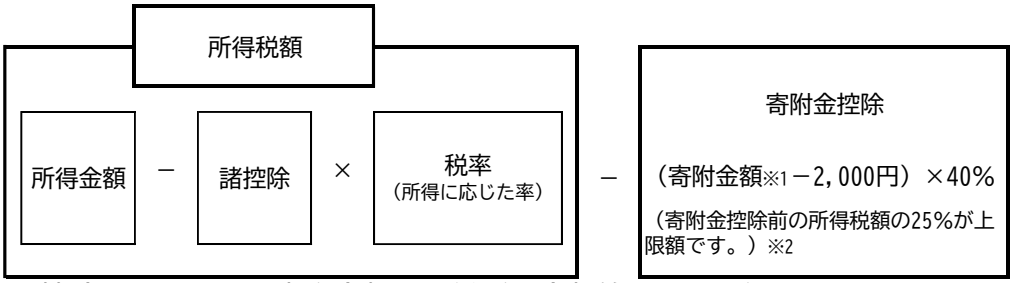

※1　控除を受けられる寄附金額は、総所得金額等の 40%が上限になります。

※2　税額控除額は所得税額の 25%が限度となります。

◇法人からのご寄付に対する措置

寄附金額の全額を損金算入することができます。（法人税法第 37 条第 3 項第 2 号）